

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
長期欠席の状況等の調査についての Q&A

＜様々なケースについて＞

Q. 令和2年4月、5月には学校の一斉休業がありましたが、この期間は長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. 学校全体が休業となった期間は、学校において、授業日数から除き、「欠席日数」・「出席停止・忌引き等の日数」のいずれにも計上しない扱いとされているものと思います。

Q. 学校の一斉休業終了後、分散登校を実施しました。この分散登校期間は長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. 分散登校については、令和2年5月1日付文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」において、以下のよう示しています。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

学年の一部休業に該当する方法で分散登校を実施した場合、授業のない児童生徒はその日数分が「出席停止・忌引き等の日数」として記録されているものと思います。この分散登校期間中の「出席停止・忌引き等の日数」があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。

Q. 児童生徒が新型コロナウイルスに感染し、登校しなかった期間は、長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. 児童生徒が感染した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取っているものと思います。

この日数があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。（「病気」や「新型コロナウイルスの感染回避」として計上しないようご注意ください。）

Q. 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった、PCR 検査を受けた、風邪症状があり登校しなかった場合などは、長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. こうした場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取るよう、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において示しています。

この日数があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が 30 日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。（「病気」や「新型コロナウイルスの感染回避」として計上しないようご注意ください。）

Q. 「新型コロナウイルスの感染回避」には、実際に感染した場合や濃厚接触者となった場合、風邪症状があるために登校しなかった場合は該当せず、これら以外の場合で、本人・保護者の意思によって感染回避のために登校しなかった場合のみ該当するということですか。

A. 実際に感染した場合や濃厚接触者となった場合等、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取っている場合には、「その他」に計上してください。

「新型コロナウイルスの感染回避」には、調査票の注書きに示しているとおおり、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者」の人数を計上してください。

Q. 大雪で学校全体が 1 週間以上の臨時休校を行いました。この期間は長期欠席の調査ではどのように扱えばよいですか。

A. 学校全体が休業となった期間は、学校において、授業日数から除き、「欠席日数」・「出席停止・忌引き等の日数」のいずれにも計上しない扱いとされているものと思います。

一方、学校は休業していないものの、災害等の影響から児童生徒個々の事情によって登校しない・登校できない日があった場合は、当該児童生徒については「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として、「出席停止・忌引き等の日数」として記録されているものと思います。この「出席停止・忌引き等の日数」があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が 30 日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。

Q. 児童生徒が季節性インフルエンザに感染し、登校しなかった期間は、長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. この場合は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取っているものと思います。

この日数があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が 30 日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。（「病気」として計上しないようご注意ください。）

Q. 高校において、生徒が就職試験のために登校しなかった日が複数回あり、「出席停止・忌引き等」の欄に記録していますが、この場合は長期欠席の調査ではどのような扱いになりますか。

A. 教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数として「出席停止・忌引き等の日数」として記録されているケースかと思えます。

この日数があることによって、「欠席日数」＋「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となる児童生徒については、「その他」に計上してください。

Q. 保護者の意向で新型コロナウイルスの感染回避のために登校していない生徒がいます。当初は指導要録上「出席停止・忌引き等」の日数として記録していましたが、その後地域における新型コロナウイルスの状況を踏まえ、「欠席」の日数に切り替えて記録しています。「欠席」の日数が30日を超えており、不登校として計上した方がよいでしょうか。

A. 指導要録上「欠席」の日数として記録しているのか、「出席停止・忌引き等」の日数として記録しているのかに関わらず、登校しなかった理由によって選択します。

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で登校していない場合には、「欠席」の日数として記録している場合も、「新型コロナウイルスの感染回避」に計上してください。

Q. 従来から不登校で登校していない生徒について、新型コロナウイルスが不安なので休むという連絡がありました。この連絡を受けた後は、新型コロナウイルスの感染回避としてカウントする必要がありますか。

A. 新型コロナウイルスが不安だという連絡があったことをもって、必ず「新型コロナウイルスの感染回避」として計上する必要のあるものではありません。

従来からの調査のとおり、個々のケースについて登校しなかった理由が何であるのかは、学校において判断し、理由が二つ以上あるときは、主な理由を選択して計上してください。

<解説資料の見方などについて>

Q. 別紙4別添「<解説資料>長期欠席の理由の選択方法について」2枚目下段には、『「出席停止・忌引き等の日数」のうち「学校教育法・学校保健安全法に基づく出席停止等の日数（※）」』を除き
といった記述がありますが、学校保健安全法に基づく出席停止の日数は、長期欠席としてカウントしないということでしょうか。

A. 調査票の注書き①や、解説資料1枚目冒頭に記載しているとおり、指導要録上の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の子供生徒は、全員長期欠席として計上してください。

その上で、長期欠席の理由の選択に当たっては、学校教育法・学校保健安全法に基づく出席停止等の日数を考慮して選択いただく必要があり、解説資料2枚目・3枚目ではこの点について説明しています。

Q. 別紙4別添「＜解説資料＞長期欠席の理由の選択方法について」3枚目で例示されているケース（D）は、登校しなかった日が合計70日という意味でしょうか。あるいは不登校が40日間で、その中には新型コロナウイルスの感染回避でもある日数が30日間あるという意味でしょうか。

A. ご質問のケース（D）は、登校しなかった日が合計70日という意味で記載しています。（同様に、ケース（E）も登校しなかった日が合計85日の場合です。）新型コロナウイルスの感染回避のために登校しなかった日数が相当数ある場合でも、従来から本調査が対象としている「不登校」等の理由により登校しなかった日数が30日以上となる場合には、「不登校」等として計上してください。

なお、登校しなかった理由が複数ある場合には、従来からの調査のとおり、学校において主な理由を一つ選択して計上してください。

Q. 別紙4別添「＜解説資料＞長期欠席の理由の選択方法について」3枚目右下の「その他」の下の四角の枠の中に「感染回避、出席停止、学級閉鎖、忌引き等の中の主たる理由で選択」と記載されています。「感染回避」が理由であっても「その他」に計上するケースがあるということでしょうか。

A. ご質問の3枚目右下の「その他」の下の四角の枠は、「その他」について説明したのではなく、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合全体について説明する趣旨で記載しています。

「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、感染回避が主たる理由の場合には「新型コロナウイルスの感染回避」欄へ、学校保健安全法による出席停止や、学級閉鎖、忌引き等が主たる理由の場合には「その他」欄へ計上してください。

＜その他＞

Q. 不登校の内数として記入する「不登校（A）のうち、90日以上欠席している者」は、「欠席」日数が90日以上の方と考えるとよいですか、あるいは「欠席」＋「出席停止・忌引き等」の日数が90日以上の方と考えるとよいですか。

A. 「出席停止・忌引き等」の日数が、学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部休業、忌引きといった、「欠席」日数に計上される可能性のないものみの場合には、「欠席」の日数が90日以上であるかどうかをご判断ください。

一方、「出席停止・忌引き等」の日数に、実質的には不登校によるものと学校が判断している日数がある場合には、この日数と「欠席」の日数が合わせて90日以上であるかどうかを確認し、計上してください。

Q. 今回調査では長期欠席の定義が「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計30日以上とされ、長期欠席の理由として「新型コロナウイルスの感染回避」が追加されましたが、これは令和2年度調査限りのものでしょうか、あるいは今後も継続されるのでしょうか。

A. 令和3年度以降の調査については、現時点では未定です。今後、長期欠席者の実態を正確に把握できる形であることや、統計としての継続性などを踏まえ、検討してまいります。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避を理由に登校しないケースや、令和元年度以前と比較して「出席停止・忌引き等の日数」欄に計上する日数が増えるケースは、令和3年4月以降も一定程度継続することが見込まれ、令和3年度調査については令和2年度調査と同様か近い形になる可能性が高いと考えています。